

平成20年第2回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第3日目)

平成20年6月26日(木曜日)

午前9時30分開議

- 第8 議案第34号 町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第36号 訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第37号 監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第38号 訓子府町水道事業会計欠損金の処理について
- 第12 議案第39号 町道路線の変更について
- 第13 議案第40号 訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 第15 議案第42号 農業委員会委員の推薦について

追加日程

議案第43号 平成20年度 訓子府町一般会計補正予算(第2号)

第16 請願第1号 道立農業試験研究機関の独立行政法人化阻止を求める請願書

第17 請願第2号 後期高齢者医療制度の撤回を求める請願書

追加日程

意見書案第3号 道立試験研究機関の独立行政法人化阻止を求める要望意見書

意見書案第4号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める要望意見書

意見書案第5号 北海道開発の直轄整備体制堅持に関する要望意見書

意見書案第6号 「アイヌ民族に関する総合的施策確立のための審議機関設置」に関する要望意見書

意見書案第7号 後期高齢者医療制度の撤回を求める要望意見書

第18 報告第5号 繰越明許費繰越計算書の提出について(平成19年度訓子府町一般会計予算)

第19 報告第6号 出納検査結果報告について

追加日程

議員の派遣について

出席議員（9名）

1番	橋本憲治君	2番	西山由美子君
3番	上原豊茂君	4番	河端芳恵君
5番	工藤弘喜君	7番	佐藤静基君
8番	山本朝英君	9番	川村進君
10番	小林一甫君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	八鍬光邦君
企画財政課長	佐藤正好君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	中山信也君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	林秀貴君
農林商工課長	山内啓伸君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	竹村治実君
水道課長	竹村治実君
教育長	山田日出夫君
管理課長	平塚晴康君
社会教育課長	上野敏夫君
幼稚園・保育所事務長	菅野宏君
社会教育課業務監	元谷隆人君
教育委員長	白崎隆誠君
農業委員会会長	鳥山勝見君
監査委員	山田稔君
選挙管理委員長	田古久君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
会計管理者	三好寿一郎君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	小野良次君
議会事務局係長	小林央君

開議の宣告

議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全員の出席であります。

なお、田古選挙管理委員長から、欠席の報告がありました。

また、白崎教育委員長から、午後から欠席する旨の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

議案第34号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、
議案第40号

議長（橋本憲治君） これより提案理由の説明の終わっております。議案第34号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第34号の質疑を行います。9ページでございます。

1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

5番、工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 34号について、3点ほど質問いたしたいと思います。

質問項目なんですけれども、町民税の公的年金等にかかわる特別徴収にかかわる質問になります。本町において、この公的年金から特別徴収するという対象者は、何名の方が該当になるのか。

そしてもう1点、これまでの普通徴収で、おそらくこの導入のきっかけというのは徴収率を上げるとか効率化という問題が言われていますけれども、普通徴収で本当に問題があったのか、いわゆる収納率はどうだったのか。特に、この公的年金を受給している人たちの収納率が分かれば、この場で分かればちょっとお答えをいただきたいなというふうに思っております。

それともう1点、最後になりますけれども、おそらくこれにかかわるシステム改修といいますが、当然いろんな形で、全てそうなんですけれどもお金がかかります。そういったものが、どのくらいかかる予定になっておられるのか。

この3点をまず質問いたします。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（中山信也君） ただいま3点ご質問をいただきました。そちらについて、お答えしていきたいと思っております。

始めに、公的年金からの特別徴収の対象者、本町における対象者ということでございますけれども、本年度分につきましては、まだ賦課したばかりで、まだ数字的におさえておりません。ただ、国の方から言われている数字から申し上げますと65歳以上の訓子府町の人口が3月末時点で1,686名で、およそ2割の人が、年金に税がかかるだろうとい

うことで推定されてございます。その数字からいきますと2割ですと337名という形になるかというふうに思っております。

ちなみに、19年度につきましては、数字を拾っております。こちらの方は納税義務者が2,804名で、そのうち65歳以上の年金受給者、その他の収入の方も含むんですけども、392名という形になっております。一応、対象者の方はそのような状況になっております。

あと、普通徴収ではどうだったのかということなんですけれども、特に、数字的には、拾ったものはないんですけども、概ね65歳以上の方というのは、ほぼ全額入っているものというふうに、推察できるかというふうに考えてございます。

それとシステム改修等の費用の方なんですけれども、改修の概要というのが、まだ示されてないものですから、どのような形になっていくかというのは、ちょっと今のところは、見当がついていないような状況です。一応、国から示されているのは、7月にブロック別の説明会があり、そちらの方で概略が出てくるものというふうに聞いております。そちらの方の状況をみながら、9月もしくは、臨時等で補正の提案をさせていただくような形になっていくのかなというふうに考えてございます。

今のところ、国の考えではL G W A Nを使った回線でやろうというような考えを持っているようですが、まだ、そちらの方も概要がはっきりしていませんので、この程度になるかと思えます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

4番、河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 平成19年度の滞納者の中で、65歳以上の方の占める割合は、どのくらいでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（中山信也君） 65歳以上の滞納の方ということなんですけど、ちょっと今、数字を持ち合わせていませんので、正確な数字は申し上げられませんが、65歳以上の方はほぼ入っているというふうにご認識していただきたいと思えます。後で、数字の方をお知らせさせていただきたいと思えますが、ほとんどおりません。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

5番、工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） もう1点、質疑ということなんですけれども、今、言われていまずように、ほぼ全額町民税については、いわゆる対象者の方の収納については、問題ないということであることから考えてみて、確かに、利便性の問題、あるいは効率化の問題等々ありますけれども、もう一方で考えていかなければいけないのは、自治というか、いわゆる行政として、町民との信頼関係が本当にこれでいいのかという問題が当然出てくるのかなというふうに考えます。こういった点については検討というか、そういう協議というか、なされているのかどうかということだけを今現時点でお聞きしたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（中山信也君） 今ご質問のありました、町民との信頼関係ということになってくるのかと思えますけれども、そのご質問なんですけれども、そちらの方に関しましては、ちょっといろいろ人のはかり方というのがあるのかなというふうに思えますけれども、

ただ、ご説明のときに申し上げましたように、今まで住民税をお支払いいただくのに、町の窓口もしくは、金融機関に出向かなければならなかったものが一括天引きといえますか。特別徴収されることによって、利便性もかなり高まるっていうのも、現実のものとしてあるのかなというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

9番、川村進君。

9番（川村 進君） 9番、川村です。この徴収とかいろいろについては、去年、私、お話でお答えいただいているんですが、信頼関係も損なわれるということよりも、役場に分からないけれども、ただ金を取られているという感覚で、そして65歳を過ぎたとき、国民年金、印鑑を持って来てくれ。印鑑を持って行ったら、年金が受給されたという話をした。そのときに、今後どういうふうに、お進めになるかという話をしたはずです。それで、町が町民に対してどのようなサービス。そして、どのように進んで行くかというときに、私は説明をいただいているはずなんです。その時、町民課がどういうふうに進めていくか。今後、税の徴収、それから、昨日言った、住宅の使用料であるとか、そういうものに対しては、どういうふうに進めるか、説明をいただいているはずなんです。ですから今回、僕は、税金も全て年金から引かれるということが、起きるとは思ってはいなかったんですけども、町が進めるときに、町民に有利な町民が喜ばれる方法を執るということが、前提だろうと思うんです。その時にどういうふうに進められるか。僕は、これは許せない行為だと思います。はっきり言って。これは、国民年金の時、僕は町民課長に、お話ししたはずなんです。ですから、町自体はやりたくない、やらないというどっちかの線でいってもらわないといかん。やってはいけないと思っていますが、どうですか。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（中山信也君） 今回の制度につきましては、ちょっと私の方から国に要望して、こういった制度になってきたのかどうか分からないんですけども、全国の町村会、市町会等々で長年の懸案だったというのが、今回、地方税法の改正となって、こういった形で、年金からの特別徴収をするということで、今、後期高齢者何かいろいろ世の中では騒がれているような点はございますけれども、年金につきましては、ご説明でも申し上げましたように、所得税の方、それ以降には介護保険料等々、特別徴収をやってスムーズに進んでいるような段階なものですから、それに合わせて、今回住民税っていう形になってきたものというふうに考えてございますので、利便性は、確かにいろいろな議論はあるのかも分かりませんが、個々の納税者に見てみますと高まるものというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

5番、工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 討論ということなんで、反対討論ということで、議案第34号に対する反対討論をいたしたいと思います。反対の理由なんですけれども、今質疑の中でも触れられておりますけれども、まず、町民税の公的年金に係わる特別徴収並びに特別徴収

だけではなくて、34号の中で提起されております。上昇株式等の配当所得にかかわる課税の特例というものも出されております。こういったものも含まれているということ、この2点ですね。これが含まれているということで、まず反対ということであります。この中身、理由をちょっと説明というか発言したいと思っております。

まず、公的年金受給者から、町民税を天引きする特別徴収についてでありますけれども、皆さんお分かりのように、既に年金から所得税、介護保険料、さらには、国保料75歳以上の人からは後期高齢者の保険料というものが天引きされています。特に、後期高齢者保険料については、現在も強い批判の声も上がっているというのが実態であります。こういう状況の中で、町民税まで天引きをするということになれば、年金受給者の方に対しての自治体に対して、こういった天引きの仕方、いわゆる徴収の仕方は、自治体としてはすべきではないというふうに私は考えるところであります。いくら利便性と言ってみても一律に、天引きするということが、口座から振り替えをするということとは、やはり性格が全然違うということをやっぱり考えなければいけないのではないかというふうに思っております。

また、もう1点、大事な点だとは思いますが、本町の町税条例にも明記されておりますけれども、災害等による期限の延期、あるいは町民税の減免等いわゆる地方税法でいわれている徴収の猶予といわゆるそういう精神です。そういったものが、この地方税法の中には、当然町民税も含めて言われているところであります。そういった精神からしてみても、天引きをされるということになれば、そういったものが、やはりそこが脅かされるということにもなりかねないということも含めて、これはやはり行うべきではない。先ほども言いましたけれども、やはりそういうところから、行政に対する信頼というものも徐々に欠けていくのではないかとというふうな懸念もありまして、私は反対をいたしたいと思っております。

それとも1つ、上場株式等の問題でありますけれども、これにつきましては、いわゆるここでいわれていますように、配当所得に係わる課税の特例でありますけれども、この問題につきましては、既に所得税の部分でいっても非常に特例が設けられていて、軽減税率という形で、非常に有利な仕組みになっています。この上場株式の関係でいきますと訓子府で、何人の方が該当するか分かりませんが、いわゆる上場している株式、いわゆる東京証券取引所等に上場している株式を保有している人たちが、いわゆるこれは国の政策がらみの問題でありますけれども、その例え、外国の株も含めて、証券も含めての取引での利益に対してですから、非常に、いわゆる富裕層。我々勤労世帯のお金とはやっぱり基本的には違うんだということを考えなければならないと思うんです。そして、その反対に、今地方も国も財源がない財源がないと言っている中で、何でこういうふうな特例を設けてまで大幅の特例です。これは、それをさらに今回提案されている中身は、さらに期間の延長も含めて軽減するという中身なんです。そういったことは、この地方の自治体からしてそれに賛成できます。財源がないと言っている中で、賛成ができますということには、決してならない。やはりそういうふうに、勤労世帯から勤労庶民層から、税金を取ることだけではなくて、そういう部分からちゃんと税制を見直して、財源を確保するという意味からいっても、今回のこの改正については、これは町が言っているものではないんですけれども、あえて反対か賛成かと言われたら、やはり反対せざるを

得ないということで、私は反対といたします。

以上をもって、反対討論といたします。

議長（橋本憲治君） 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

10番、小林一甫君。

10番（小林一甫君） 10番、小林です。前段で個々の考え方といたしますか、意見が出ておりますし、中身的にはいろいろと理解できる部分もございます。また、ただいま、工藤議員から反対討論がありましたので、それに対して、私は賛成討論をさせていただきたいと思います。

今回の改正は、国の地方税の制度改正に伴っての提案であります。中身を見ますと重要な改正も含まれておりますし、特に今回、ふるさと思いやり基金に関連しての条例も含まれているということから、条例制定に向けては賛成討論とさせていただきたいと思います。非常に簡単な賛成討論でありますけれども、今の私の考え方であります。

以上です。

議長（橋本憲治君） これに対しまして、反対討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 賛成討論ございますか。

7番、佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 7番、佐藤静基です。賛成討論をいたします。

今、いろいろと論議の中で、冒頭に担当から説明がありました。町の状況もそういう経過から考えますと大きな障害もない。今の時代、簡単に天引き天引きといたしますといかにも印象悪いように聞こえますけれども、今、業務のシステムの中で、やっぱりこれだけ便利になったのに、あえて従来の方が必要があるという理由は、訓子府の場合ないと思います。そういう中で財源がないから、それで済むとかいうものではなく。やっぱり税金というのは、当然払うのが義務でありまして、何も不公平に無差別に取るものではなくて、そういう条件にかなうものに対しての税の徴収でありますから、一概にその何でもかんでも天引きしてしまうというような表現には、私はあたらないうふうに思います。ただいま、小林議員の方からもそういう制度に対する賛成もありましたし、単なる便利が良いだけの制度ではありませんので、私は、この制度の重要性というものを本来の筋というものに対して間違った方法ではない。賛成いたします。

議長（橋本憲治君） ほかに討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第34号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、賛成諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（橋本憲治君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号の質疑を行います。議案書35ページでございます。

1人3回まで質疑が行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第36号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に議案第37号の質疑を行います。議案書38ページでございます。
1人3回まで質疑を行えます。
ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようなので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第37号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に議案第38号の質疑を行います。議案書40ページでございます。
1人3回までご質疑行えます。
ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようなので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第38号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に議案第39号の質疑を行います。議案書41ページでございます。
1人3回まで質疑を行えます。
ご質疑ございませんか。
3番、上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） この39号の関係でありますけれども、311mの路線変更というのであります。縞萎縮病しまいしゆくびょうの関係でという説明だったと思いますけれども、例えば、縞萎縮病しまいしゆくびょうの対応として農業試験場がこのような処置をとるといふのであれば、他の町内と違いますか、試験場所有地の関わりの中でも、それらに類する部分が出てこようかと思っておりますけれども、その辺についてはどのような状況にあるのか。その辺の説明をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 実はこの町道変更については、北見農業試験場からの要請で行っているものでございますが、北見農業試験場としても、いろいろな措置を講じているところでございます。

1つとしては、通勤の経路地について、職員の経路地を変更して、圃場内に影響させないような形の措置をとっております。

もう1つにつきましては、北見農業試験場病虫害感染防止対策実施要綱というのを設けて、その対策をとっております。

それと圃場内にフェンスを設置して、外からの進入をさせないような措置。それと南7線でございますけれども、南7線の試験場内にですね、これからですけれども、フェンスを設置して、外部からの車の進入を防ぐというような措置も今後講ずるといふことを聞いております。

以上であります。

議長（橋本憲治君） 3番、上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 私、今質問した中で、それらに類する部分があるんでないのか。それらの対応をどう考えているのか。それについての説明が欠けていたと思っております。うちの町の財政状況の問題からすると、当然、町道の延長が交付税の積算の基になっていくということもありますので、この辺については可能な限り、町道をなくすというよりも、通行を止めるということはあるとしても、別な方法で町道の認定を取り消すというような手法を取らなくてもいいのではないかという気がしますが、その辺も含めて、これから起きるいろんな状況も踏まえて、どう対応しようとしているのか。その辺についてお聞かせいただきたい。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） ちょっと、答弁の不足しているところについて追加して説明いたしますが、今、考えているのは、南7線の他の圃場に関する対応については、特にやる考えはございません。現在、今これの変更に伴ってですね、326m程度減になるんですけども、326.51mの減になるんですけども、交付税の関係については、キロ単位ということで、1キロ単位ということで、この辺については、300m減になっても総体の延長的には変わらないというふうな考えではあります。交付税の関係につきましてはですね。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） ほか、8番、山本朝英君。

8番（山本朝英君） 8番、山本です。今上原議員言われたことは、この今町道路線を廃止する。ここだけじゃなくて他にもそういう関連の道路があるんじゃないかということ

なんです。町道廃止しなくても、今関連の道路の当分の間通行止めとか、進入禁止だとかの方法、他の道路がたくさんありますから、そんな方法をとらないと、8線の南側だって、試験場の南側だって、麦作ったりしているんですよ。そういうことから考えるとそんな対策も取って取れないほどじゃないのかなと思ってますし、その関係をどのように考えているのか。

議長（橋本憲治君） ここで、暫時休憩したいと思います。

休憩 午前 10時00分

再開 午前 10時10分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

再度、答弁願います。

農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） まずは、農業試験場内の関係について、答弁させていただきたいと思いますが、今回については、ほぼ農業試験場内の畑をフェンスですとか、あるいは木ですとかでぐるっとくるという形に対応進める。これについては、今月の末から始めるというふうに聞いています。それで、そこで町道を寸断するような箇所はこの1カ所ということでございます。そして、町道を外すということにつきましては、あくまでも、これは農業試験場は研究機関だということで特殊性というふうに理解させていただきたい。そんなふうに思っています。そして、道につきましても、なかなか予算組みするときに町道を寸断するような恒久対応について、町道を寸断するというような形でやるというのは、なかなか道の立場としてもやりにくいということもありますので、そこら辺も配慮した中で、町道の認定から外すというような対応をしたということでございます。

議長（橋本憲治君） 8番、山本朝英君。

8番（山本朝英君） 今、縞萎縮だけじゃなくて、次に、それぞれ農家個々モシストセンチュウの馬鈴薯の、その対策等々もやってかなきゃならん時ですから、これは地元、道がどうのじゃなくて、地方でそういったものを未然に多少でも防ぐという意味から町民に理解を得て、当分の先ほど言ったように、当分の間、通行止めとか関係者以外進入禁止とかというような形をとるべきであって、麦だけじゃないんです。そして、試験場の人たちだって、そこを通過して出入りするということになると、それが一般の人がどんどん通っているということになると、非常にやはり農業の町、訓子府の農業者についてはやっぱり心配な部分がありますので、ここで結論どうのじゃなく、やっぱり農業者の理解も得ながら、他町村から来る人もいますから。ぜひそんな体制をとるべきだと私は思ってます。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 今、南7線の関係でございますけども、南7線については、農業試験場が、南7線の場内側に恒久的なフェンスを設置しようとしております。それで、そのこともありまして、道路法上、今後あそこについては、車の出入りはさせないんだというふうな考えもございますので、道路としてもう管理ができないということで、それで今回町道の変更ということを考えているところでございます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） もう一つなんですけれども、とりあえず周知して一時的に通行止めっていうような形で、とりあえず対応したらどうかということもありましたけれども、これについては、現に今ももう既に恒久対策ではないんですけども、通行止めということで、もう既に対応しています。そして、近隣の農家さんにも全て説明に回りまして「とりあえずこういう状況ですから一時的に通れなくいたします」ということで、それは今もやっている。それで今回道の方で、恒久的にフェンスをつけるということで、町道を今回外させていただきたいということでございます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 上原議員や山本議員の方からも、たぶん農家の場合のあり得るんじゃないのか。また、これに類する場所で、柵やフェンスで実は困ってるところはないとは言えない。今回の場合は、もう既に一時停止とか進入禁止措置を取っていたのは、もう半年以上、私の記憶ではもうなる。近隣の高園の地権者の方々にご理解をいただいていたけども、ここを、この中の方については実はこれきっと道有地だと思いますし、それから、私どもとしては、試験研究機関の研究を側面的に援助したいということもございまして、何としてもこの今国費を入れてフェンス等の予算措置をされていこうとしている状況でございますので、先ほど課長も申しましたとおり、町道としての管理がもはやできない。恒久的なフェンスを作るということで、その部分では、ここで今回提案させていただいた326.51mの減については、町道を外させていただくということで、ご理解を賜りたいと思います。

なお、他の農家等で、これに類することができたときに、町道の閉鎖あるいは、いろいろな措置をとられなければならないんじゃないか。これは、そのケースバイケースで、また適切な対応をしてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 3番、上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 説明をしている内容は理解できますけれども、例えば、当初説明した問題点からすると、舗装整備された農試職員が、主流に通勤で使っている道路の南8線から南に向かって、西27号線について考えてみれば、非常にそういうしまいしゅくびょう縞萎縮病と土壌菌の問題が、当初からあったということがあります。そういう部分でいくと、その農試の整合性、基本的な考え方、整合性をとれないということがあります。

もう1つは、今、私が言いました27号線についても、道有地にならないのかと。そういう意味では、最悪の場合、そこも閉鎖するというような話が起きてこないとは限らないんじゃないかということがあります。今、一つ大事なことは、様々な問題があって、そこを閉鎖するというので、全てが解決するのかということなんです。先ほど山本議員からもありましたけれども、別な病害虫の問題等もある。そういう中でいえば、むしろ、そういう研究機関としては、そこを止めればいいという短絡的な方策ではなくして、やっぱり科学的に対処できるようなものは、対処するという取り組みが必要だろう。それによって、また住民との関係もきちんと今までどおり、さらに深い繋がりを構築できるんじゃないかというふうに思うんです。そういう意味でいくと非常に、この部分だけの取り扱いで、全てをおえるのかという疑問が残っていくということなんですけども、どの程度、農試側の基本的な方向性について詰めてらっしゃるのか、その行政との詰め状況を説明していた

だきたい。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 農業試験場としては、当然ここを通行止めにすれば、何も入ってこないというような理解で進めているわけではありません。そして今回予算が多分通ったんだと思いますけども、これについては、先ほど申し上げましたとおり、ほとんどの農試の圃場を外部から侵入できないような形で、フェンスだとかヒバだとかそういう形でくくります。さらに、職員につきましては、洗車場も中に設けますんで、必ずルートを示しまして、ここを通過して、洗車場で車を洗って、足を洗って入って、帰るときもそういうふうにしなさいってそういう図示までして、徹底しているってということになります。それとあと27号線の問題につきましては、当然そこら辺の地帯が、いろいろ縮減の関係であるということは認識してまして、去年の確か8月1日付けでしょうか。職員住宅であそこには全部で、旧水稻試験場に22名の職員いるんです。その22名に対して、通勤ルートを変えると、これはちょっと手当の面でいったら、通勤の距離が変わってくるんで、これは道とかなり折衝があったようですけども、遠回りして25号線を通って行きなさいということで、今も農試の旧水稻試験地の方は、そういうルートで通勤しているというような形で、かなり気を使って勿論ですけども、徹底してやられているというふうに認識しております。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 27号については、もう道路整備を行っていますので、そこについては、町有地でございます。道有地ではございません。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

7番、佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 7番、佐藤です。いろいろ協議されて、試験場の申し入れということで、今回の閉鎖については、道路を通しての進入をまず止めるんだ。次に、うまくいかなければ圃場全体を囲う。まあこういう対策をするということで、私は、今のところそれしかしょうがなのかなあと。そこで1つ、この町道変更、25号線で切りますと、あそこに1件非農家があるんですけども、冬の除雪については、従来変わらず確保できるんですね。そのことちょっとお願いします。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 変更しようとしているのは、西26号線で切ろうとしています。あくまでも場内のところでして、26号から25号の間に農家がありますけども、これについては、今までどおり町として管理する予定であります。

以上であります。

議長（橋本憲治君） 7番、佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） わかりました。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） ないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第39号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に議案第40号の質疑を行います。43ページでございます。
1人3回まで質疑を行えます。
ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第40号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第42号

議長（橋本憲治君） 日程第15、議案第42号 農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

最初に、議案書50ページの記以下に、太田日出男氏と高橋徳男氏。

このご両名の名前を、ご記入願います。

太田日出男氏と高橋徳男氏の両名の名前の記入願います。

それでは、事務局長に、提案理由の説明をさせます。

議会事務局長（小野良次君） それでは、議案書の50ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第42号 農業委員会委員の推薦について。

農業委員会等に関する法律、第12条第1項第2号の規定により、農業委員会の所掌^{しよしやう}に属する事項につき、学識経験を有する者を下記のとおり、推薦しようとするものでございます。

記以下について、ご説明申し上げます。

ただ今、議長さんよりご記入をいただきましたお二人につきまして、主な経歴を申し上げます。

最初に、太田日出男氏につきましては、昭和12年9月12日生まれで、現在満70歳でございます。主な経歴としまして、法務大臣の委嘱を受けて、保護司を平成4年10月から現在も務められています。さらに、社会福祉法人訓子府福社会理事を平成15年5月

から現在も務められております。平成14年から1年間、訓子府町農民連盟の委員長を務められ、また、平成9年4月から7年間は、訓子府町農業協同組合の監事を務められたほか、数々の要職を歴任されております。

次に、高橋徳男氏でございますが、昭和12年5月27日生まれで、現在満71歳でございます。主な経歴としまして、訓子府町議会議員を平成3年5月から平成19年4月までの4期16年間務められ、その間、総務財政・福祉文教・産業建設常任委員会の委員長を歴任されております。さらに、議員在職中の平成8年7月から平成11年7月までの1期3年間、議会推薦の農業委員会委員、学識経験者でございますけれども、務められています。

また、議案書の50ページに戻っていただきまして、提案理由の説明でございます。

農業委員会委員の任期が7月19日に満了することから、学識経験者を有するものを推薦しようとするものでございます。

以上であります。

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は質疑討論を省略することに決定しました。

これより、議案第42号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程の議決

お諮りいたします。

ただいま町長から、議案第43号 平成20年度 訓子府町一般会計補正予算（第2号）についての件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、議案第43号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議案第43号

議長（橋本憲治君） 提出者からの提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 議案第43号 平成20年度 訓子府町一般会計補正予算、第2号の説明を申し上げます。議案書の68ページでございます。

今回の補正は、第1条にありますように1,198万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ39億302万2,000円とするものでございます。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページにあります第1表、歳入歳出予算補正の表のとおりであります。これについては、ご覧をいただくこととし、70ページ以降の事項別明細書により、その内容を説明させていただきます。

それでは、70ページ。歳入歳出 予算補正事項別明細書の歳入について、説明をいたします。

まず、17款、1項、1目の財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算の財源調整としまして、773万4,000円を減額するものでございます。

この補正後の基金の年度末残高等につきましては、別に配付しております、資料3 基金の保有状況見込の表のとおりとなっておりますので、後ほど、ご覧をいただきたいと存じます。

次に、18款、1項、1目の繰越金につきましては、前年度からの繰越金の確定に伴い追加計上するものでございます。

続きまして、71ページの歳出について、説明をいたします。

まず、2款、1項、1目一般管理費の経費区分6、庁舎等維持管理経費の11節、需用費で、総額208万1,000円の追加計上につきましては、役場庁舎の冷暖房ボイラーの故障に伴う修繕料として、188万9,000円を計上するほか、冷房機能が失われたことによる対策としまして、業務用扇風機、工場扇と申しておりますけれども、それを15台。それと冷風機5台分の合わせて、19万2,000円を消耗品費に追加計上するものでございます。

この件につきましては、この補正予算の提案説明に引き続き、総務課長から若干の経過報告をさせていただきますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

次に、10款、2項、小学校費の1目、学校管理費の経費区分3、学校施設維持管理事業で、訓子府小学校校舎耐震補強実施設計業務委託料といたしまして990万円を新たに計上してございます。

この実施設計業務につきましては、本年3月に完了しました耐震調査の結果を受け、実施しようとするものでありますが、これまで財源対策につきましては、北海道と協議を重ねてきたところであり、来年度の平成21年度になります。21年度に耐震補強工事を行う財源確保の目途がつかましたことから、実施設計を行うものであります。

耐震補強工事につきましては、実施設計終了後に耐震工事に係る評定委員会の審査が、法律で義務付けられているところでありますが、この審査には、5ヶ月以上を要するというところでございまして、早急にこの実施設計に着手しなければ、21年度の施工ができなくなることから、本定例会に追加提案をさせていただいたものでございます。

なお、この実施設計につきましては、安全安心な学校づくり交付金の対象事業であります。本工事の耐震補強工事の交付金と合わせて、次年度以降に交付されること。また、交付金の残事業費につきましては、過疎債の適債事業になる予定ですが、現時点では、まだ不確定要素があるということもございまして、確定した時点で補正をすることと

し、今回の補正予算につきましては、一般財源での対応としておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、総額1,198万1,000円を追加する補正予算の内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

引き続き、総務課長から冷暖房ボイラーの修繕に係る経過報告をいたします。

総務課長（佐藤明美君） ただいま、企画財政課長の方から追加補正予算の説明をいたしました。その中で総務課の需用費の部分について、若干経過を含めて補足説明をさせていただきます。

庁舎の機械室にあります冷温水器の発生装置でございます。さっき冷温水ボイラーと言いましたけれども、正式名は、冷温水発生器というわけでございますけれども、その破損についてでございます。

皆さんご存知のように、今、エアコン、天気が悪いからあれですけども、エアコン等の入っていないことの原因が、このことによるものでございます。この機械につきましては、冷房と庁舎内の床暖房併用している装置でございます。毎年シーズンごとに冷暖房の切り替えを業者の方に委託して、切り替えていただいているというものでございます。本年6月16日に、温度も上がってきましたので、この切り替え作業を行ったところでございますけれども、切り替えの操作時に冷暖房装置の圧力が上がらず、稼働不能となったというのが原因でございます。早急にこの原因の調査を行ったところでございますけれども、この冷温水発生器の熱交換の難しい言葉ですけども、モリブデン溶液とかっていう水溶液があるんですけども、その循環する管100本位あると思うんですけど、パイプの一部の1本が腐食して、穴が開いているということがありまして、そこに圧をかけると漏れて、圧力が上がらないというのが原因と判明いたしました。これで修繕に要する経費を見積りについて、概算ですけども慌ててとったところでございますけれども、この設備機器の部分的な修繕。その部分を1本治すだけという意味です。最低で450万円程度。作業内容によっては、最低950万円程度になるという可能性があるということがありまして、今定例会に追加で上げようとしたところでありますけれども、ちょっと待ったというようなことを考えまして、今回は、現状の状態で、その修繕を中止して機械の稼働を今回見送るということで、6月の修理には上げていないという部分でございます。

今後、この機械をどこまでの精度で修繕するかというのは、今後において、検討しようかというふうに考えているところでございます。

そして、皆さんご存知のように、庁舎の窓は大きく開かない。排煙窓みたいな部分がありまして、事務室の部分が大きく開かないので、空気が流れが悪いということがございます。どうしても、場所にもよりますけれども暖気が溜まりやすく、温度差が庁舎内でも4度前後、多くて5度あるということがございますけれども、その空気を循環させるために、先ほど企画財政課長の説明にありましたように、工場用ってその工場です、町の工場って意味ですね。工場用の扇風機15台。送風機っていうんですか。扇風機っていうんですか、15台。それと一部の部屋につきましては冷風機。例えば、教育長室ですとか出納室ですとか温度が溜まる場所。出納室については、窓が一個も開くところがないということでございますので、その部分は一般用といいますか、その冷風機を置くところとかが5台、場所的に必要となります。その需用費の消耗品として、その経費を計上させて

いただきました。また、修繕料につきましては、この機械内部の応急処置、液が漏れているという部分でございますので、応急の修繕と機械内部の溶液の抽出作業に要する経費。これを99万2,000円計上させていただいたという部分でございます。

ちなみにこの機械の溶液につきましては、全部を抜くと2,200リッター位入っているということでございます。

もう一つは、コンピュータ室と水道の計装室ってコンピュータを置いてあるところがあるんですけども、そこに独立した冷房装置を各1台ずつ設置しようという部分でございます。これは、この機械が壊れたことによりまして、コンピュータ室と計装室については、室内の温度が上がりますので、コンピュータ機器に動作不良、過去にもなったことございますけれども、そんなこともありまして早急に対処する必要が出たという部分でございます。また、水道の計装室もコンピュータ室も同じような装置がございますので、そこと合わせて、2台設置しようという分でございます。この主な予算補正の内容でございますので、ご審議のほど、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。1人3回まで質疑ができます。

ご質疑ございませんか。

8番、山本朝英君。

8番（山本朝英君） 8番、山本です。確か築12年位だと思いますけれども、こんな簡単に今の設備が破損したり、問題が起きるのか。非常に我々疑問に思うところで、今後の対応どうしようもならないというようなことなんでしょうけれども、やらなきゃならんということなんでしょうけど、何点かお聞きをしたい。

まず、一般的に考えられるの当時の工事のミス等々がなかったのか。出来ればどこが受けて、どういう状況で、こういうことになったのか、分かれば教えて欲しい。まあ下請なんだろうと思いますけども、それが1点です。

それから、毎年のように、たぶん点検をしてるんだと思うんですけども、これらの時にそういった発生の原因が掴めなかったのか。

冒頭申し上げましたように、一般的な耐用年数なんか、どの位の年数になっているのか。もっとやはり今の時代の機械というのは、もっと長くですね我々はもつと思ってますし、不意にこういうことになったんですが、それに伴う保障とか点検業務含めてなんですけども、そういったことはないのか。その点ちょっと分かる範囲でお願いしたい。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 今、何点かお尋ねありましたけれども、工事のミスかどうかという部分。これは、ミスという部分ではないというふうに考えております。

そして、今、業者がどこかという部分でございますけども、これは別発注で、これ機械は荏原製作所の機械なんです。荏原製作所。大手であると思うんですけども、その特注の機械という。ここのあわせた機械ということで、確か、天内工業かどっかが設置をしていったという部分で、機械本体は荏原ということでございます。

それと、毎年点検等の業務をしているかという部分で、これは毎年実はしてませんでした。実はこれは、毎年点検することで、この部分だけで毎年のメンテナンスっていいですかね、そういう点検で、約150万円程度。毎年要するということがございます。そんなこともあったんでしょうけども、今までしてなかったという部分は確かにございます。そ

んなことで原因についても、そこまで出てなかったと。実は昨年この機械を入れたときには、多少の圧力不足っていうのございましたけども、その部分で、まだ動いてたという部分ございますので、今回1回切って入れるという、今回春先に切ってもう1回入れるとかっていう段階で改めて発見されたという部分で、圧力が全然上がらんかったということで分かったものでございます。

そして、耐用年数ですけれども、実はこれ保証っていうのが、建てたときからあるんですけども、それは5年間しかありませんので、そういう面でいったらもう切れてるということで、どうしても自腹で対応しなきゃならないというような状況になろうかというふうに思っております。

そして、これだけ壊れやすいかっていうのは、分からないんですけども、そのパイプは床暖のイメージをもっていただければ、一番機械見てもらえば分かるんですけども、もの凄く大きな機械でありまして、その中にパイプで液を循環させて熱交換している。うちのこの機械については、エアコンじゃありませんから、クーラーをイメージしていただければ良いと思うんですけども、その熱交換をして行ってるという部分。本当はこれずっと年間稼動してるほうが車のエンジンと同じで良いのかもしれませんが、そういうふうに業者言われてますけども、とにかくモーターとかポンプを動かすという部分がございますので、かなり電気料くうということもございまして、夏場、冬場は使わないというようなことを、ここ何年間はやってきております。

そして、暖房装置につきましては、もう1台、上から温風っていうんですか。冬場についてはもう1台のボイラーで動いてますので、それは支障ないんですけども、冬場の下のほうの床暖というのは、この装置が壊れたことでエアコンと同時ですので稼動しないという状況になろうかというふうに思っております。

議長（橋本憲治君） 8番、山本朝英君。

8番（山本朝英君） 我々大ざっぱに報告を受けていた。まあ聞かなかったというのありますけども、5年間の保証期間ということであれば、その前あたりに1回点検させるとか、保証期間切れる前に点検させるということは必要でなかったのか。そんな感じがしますし、地元の箱物ですから、地元の業者を指名っていうか、入れるということも当然かと思えますけれども、そういったことの連絡といいますが、その点検のコミュニケーション含めた連携をしてなかったのか。まあ築12年と勘違いでした。7年ですか、8年目になるんですか。ここは、普通そういうことあり得ない。しかもその中に腐食が出てくる。その管に7年位で腐食が出るなんて想像出来ないんですけども、これらについての予測なんかは全くしてなかったんですか。その点ちょっと。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 5年間の保証切れる前に、まず点検してなかったという部分。確かに言われればそういう部分はございました。点検は実際してなかったという部分ございます。ただ腐食が起きるといのは、錆で穴開くとかっていう意味じゃなくて、先ほどちょっと難しいんですけども、溶液っていうのがリチウムプロマイド溶液とあって言って、生理食塩水に近いような濃いような感じの溶液だそうです。それで、これは、金属の腐食性が高いのが特質でありまして、これを直す経費にですね、一番大きいのが機械を直すということもあるんでしょうけども、この溶液の処理に値段がもの凄く高いという部分で、

先ほど450万円から900万円位かかるというような話をしましたけども、この部分が半分位占めるんじゃないか。今、実は液を出して一時保管しているんですけども、この部分を何というんですか、産廃じゃないですし、その廃棄するとき、それで、今の状態が全部出し切ったわけじゃないですけども、それでも、300万円以上はかかる。処理するだけで2,000リッターですから、その分をパイプから全部出してやるともったかかる。500万円から600万円とかという形になる。そして、腐食する原因が、その場所に、パイプの中に留まれば腐食するということがあるから、先ほど言いましたように、本当は年中動いているのが一番良いんではと思いますけども、とりあえず今の状態は穴の開いているパイプを両方止めまして、そこを稼働させなくするとただそれだけでは、腐食というのは液が停滞しますので、腐食が起きる可能性がありますので、とりあえずその部分を真空の圧をかけて、とりあえず今後どうするかということを考えていこうという部分の処理経費というふうでございます。確かにいうとおり、今までメンテナンスとか点検をしてれば、そういうことが防げたかもしれませんけども、物によっては、これは恒久的なものではないですから、中のパイプですから、あの床暖と同じような部分でございますので、そういうような床暖のパイプです。そういう面では、ミスといえばミスでしょうけども、経費の節減といえば、節減が仇になったといいますか、そういう面が多少あるとおもいますけども、そういう意味でございます。

議長（橋本憲治君） 3回です。山本朝英君。

8番（山本朝英君） 耐用年数でもう一度、最後の話を聞いておきたいんですが、こんな7年位でこういうことが度々起きる。悪いことは、今お金のないときですから、耐震からいろいろ一杯かかる。よくこういうことあるんですけども、今後において、ちょっと聞いておきたいんですが、同じ当時の設備の会社を使って、やり直そうと考えているのか。それとも、もっと進んだ機械があるんでないかということ、機能の高い液も含めてですけども、もっと相当変わってると思うんですが、そういうこんな7年や8年で度々壊れるようじゃ、こんな自治体はもちませんよ。こんなにこんなところにかけていたら。その辺の考えはどういうような考えでいるのか、もっとおそろくかなり詰めていると思いますけどもお伺いしたい。将来に向けて。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） その辺につきましては、私どももいろいろ検討しまして、分からない中での検討になりますけれども、この機械が単体で、設計書をちょっと見たら約1,500万円位。経費を入れないで直工で1,500万円位。まあ配管等は含めなくて、その機械だけで1,500万円位なってるのかなという部分。そして、今、その腐食を起こして、故障を起こしたのはパイプ1本ですから、それ1本止めること自体は大したことないという部分。ただ、同じような状況が、その溶液を通ってる限りにおいては、また次から次へと出る可能性は出てくる。その部分、何10本ちょっとはしってるか数えたわけじゃないですけども、それを全部交換するとなると、それなりの額にはなる。だから、全部完全に、また7年間もつか5年間もつか分かりませんが、その部分を直すにしても、1,000万円というお金は出てくるのかと。何せその溶液の部分、他の部分が金かかるという部分でございます。それで、先ほど言いましたように、これは、クーラーというイメージでいいんですけども、クーラーを導入するときも考えたんでしょうけども、エ

アコンということにするにしても、やっぱり1,000万円という単位のお金は出てくる機械です。ただ、その配管等がうまくつなげるかどうか。今の技術ですからできるのかなと思いますけども、元のパイプといいますか、そういうそのところにつなげるかどうかは検討しておりませんが、機械を入れ替えるということは可能だけでも、まずそれを入れ替えるとすれば、その部分を撤去するというのに相応の金がかかる。また、導入にそれ相応の金がかかるという部分もあるから、まあどうしようかなという部分で、それで、今回直して稼働させるような修理について、6月の補正ではちょっと断念して検討させてもらうという意味で、説明したところでございます。

議長（橋本憲治君） 7番、佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 概略は大体分かるんですが、ずっと説明を聞きながら、ちょっと車のことを頭に置いたんですが、新車を買って定期的な点検ってというのは、法的にあります。それで、今もしかしたら、点検をやっていたら防げたかもしれないということの中で、点検について、車のようにある程度、法的に点検しなきゃならんという義務があったのか。もしないとしたら、それは、150万円もかかるといいますから、非常に判断の迷うところだと思いますけど、いわゆる業者が全然責任を持たなくてもいいような状況のように聞こえますけど、この点検というものの何て言いますかね、それについての契約っていうか、約束については、別にきちんとしたものはない。そのことによって、だいぶん責任の取り方が違うと思うんですが、そこはどうか。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 確かに、山本議員とも同じですけども、佐藤議員のおっしゃることはもちろんでございますが、この機械の取り扱い説明書っていうんですか。注意書きっていうんですか。当然出てくると思うんですけども、その中には、メーカーの推奨っていいですか。そういう面でいけば、点検と管内洗浄というんですか。そういうような類のことは、しなさいというようなことは書いてあります。しなさい、した方が良意味が書いてあります。そして、どの機械もそうですけども、特殊機械を作った時には、必ずそのメンテナンス等というのは、義務付けではないですけども、法的な義務付けは何もないですけども、その維持をさせるためにはしなさい。ただ、これはメンテナンス等してれば、確かに佐藤議員の言うように、その部分でもし漏れたり壊れたときには、多少の経費の軽減というのは出てくるかもしれませんが、部品代としての消耗品類というのは、相応にこれは高いということにはなるのではないのか。そして、これは特殊機械で、荏原製作所で造っているものですから、結局どこが設置したにしても、来るのは荏原製作所、今、旭川に工場なんか、なんだかテクノサービスってあるんですけども、札幌に支社あるんですけども、そこから来る形しか処理のしようがないと。これは、去年か一昨年か、プールのオゾン層の時もそうだったんですけども、特殊装置という部分はどうしても、例えば、うちの発注業者を通して、結局メーカーで行くってような部分でして、メンテナンスをしていても出るって可能性は、否定できない部分。悪く言えば消耗品の部類っていうのに入る部分かなっていうふうには、思っておりますけども、いずれにしても、なってしまったというのもなんですけども、一般的には壊れたあとに、そのところを止めて修理すればというものではなかったということが、判明したこともございます。これはこちらの落ち度といえば落ち度になりますけれども、メンテナンスしていたから壊れな

ったというのは、ちょっと分かりませんが。

議長（橋本憲治君） 9番、川村進君。

9番（川村 進君） 9番、川村です。今、いろいろお話ありますが、冷房は必要ないと思います。結論は何ヶ月間の何日間の必要性があるか。それを考えたときに、多大な出費が伴うものであれば、短い夏を楽しむという観点からしてもいいです。冷房は。これは、贅沢そのものです。ですから、何日間必要かっていったら、せいぜい60日間ぐらいであれば、クールビズを利用するなり、いろいろして、とにかく修理は必要ないと思います。修理に関して、今金をどうするかということを考える以前に冷房をやめ、暖房に必要なところを修理するという考え方に換え、これを町民にも庁舎へ来たときは、冷房は止めましたから、涼しい格好で着てください。というような、そういうものが必要であって、絶対に冷房は、私は必要ないと思っております。これで話をしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） お話は分かりました。それで、1つちょっと誤解されてる部分ございますけども、2つございますけども、1つの誤解の部分が、ちょっと僕の言い方も悪かったんでしょけども、冷暖房の装置って言いましたけれども、実は系統がこの上から風を吹く部分は、ボイラーとしてもう1台小さいのがあるんですけども、これは問題ないですから、もう1つの方の床暖と冷房を発生させて送るという装置の部分が壊れたということで、これを例えば、使わなくすれば殺しということになるんでしょけども、暖房については、上から出る分には、とりあえず小さいボイラーで今のところ間に合っているという状況にあるということをちょっと覚えておいていただきたい。

それと、今一時中断しているっていう部分が、先ほど言いましたけども、廃液って溶液ですね、今出したままちょっと保管しているんですけども、どっちにしても、もしこの冷房が必要ない。この機械を直す必要がないという観点でいきますと、廃液を処理しなければならぬという部分で、今何リッターまで出たか分かりませんが、全部いけば300万円以上、500万円以上かかるのではないという部分は、後々遅かれ早かれ出てくるということだけ、ご承知おきいただきたいというふうに思います。

議長（橋本憲治君） 5番、工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。今いろんな説明、あるいは、質疑の中で明らかになったことも含めて、私なりに思うんでありますけれども、やはり2つの大きなこの問題に対しては、課題というか整理しないといけないという部分というのはあるのかなと思います。

1つは、今回提案されてます補正の関係でいきますと、本町の役場の総務課も含めてね、できるだけとりあえず緊急処置として、最大限やらなきゃいけない予算という形での提示だと思います。これは、これで結果論として致し方なかったのかなという思いはひとつありますけれども、ただ問題はやはり、先ほどから言われているように、今後に向けてどうするのかということを考えたときに、やはり先ほど山本議員も言われてましたけども、やはりやっぱり過去にさかのぼって、もう少しこう何ていうんですか、安くするとかどうなんだというだけではなくて、もう少し明らかにしなきゃいけないものが、本当になのかどうか、対業者との問題で。こちら辺をやはりもう少し、整理してもらったほうがいいのかなということが、ちょっと頭に引っ掛かっているものがあります。

それと、もう1つ、やっぱりあのお金はやはりかけない方が良い。その代替として何ができるかというの、ちょっと時間掛かるかとは思いますが、やはり、これも、いろんな角度から研究して欲しいなというふうに思って、これは、先ほど言った、これも山本議員が言われてますけども、この設置をした荏原製作所の機械、そこ、あるいは天内さんがどうこうということにこだわらないで、そこだけにこだわらないで、将来先の方角に向けては、先に向けては、そういうところとの協議もやっぱりしていかなきゃいけないことが出てくるのかなということが、ちょっと考えられています。

それと、もう1つ大事なものは、もう1つの課題整理っていうか、やはりこれを町民が見てどう思っているのか。そこがやっぱり一番大きいことじゃないかと思うんですよ。少なくともこの庁舎がこういう形で、私たちもその部分である意味一定程度、享受しているわけですが、果たしてこれが良かったのかという議論はやっぱりありました。この7年経って、この状況がこうだった。先に向けては300万円、500万円、1,000万円が予測されるということを知って素直にね、率直に仕方ないねということになるかどうかということです。やはり、そこら辺の町民の人たちに分かってもらえる理解してもらえます。その何て言いますか、努力というか、やっぱりそれは、欠かしてはいけないことになるんじゃないかと思うんです。それが、やっぱり大前提として、今後の事故処理、事故処理っていうか。修理も含めての解決に向けての根底になっていかなければ、やはり、なかなか大変かなという思いがいたしますので、そこら辺まで含めて、ぜひ深い検討をされて欲しいなというふうに思っております。その点についていかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 経過と対応については、総務課長が申したとおりですし、これ以上の答弁はないというふうに、ご理解をいただきたいと思えます。

ただ、今、工藤議員、あるいは、山本議員、佐藤議員がおっしゃっているように、原因の究明も含めて、明らかにしていかなければなりませんし、それから今後の対応についても、慎重な検討がまず必要だろう。最終的に、川村議員がおっしゃるように、冷房は必要ないという考え方でいくべきなのか。あるいは、また、恒久的な見通しも立てながら修理をすべきなのかという結論の検討をやっぱり、ちょっと時間かけなきゃならないだろう。その点でいうと、昨日の議会でも申し上げましたとおり1,000万円相当の金を単純に投入するという状況ではない。最低限今どうしても必要なものの補正のみに、今回させていただくということで、特に、特別に暑い所で、対流しない箇所、これは30度を越える大変な状況の所もあるのも事実でございますから、その部分と、特にまた、コンピュータ関係のデータが全部駄目になってしまうということがございますので、これらの経費を208万1,000円については、これは現時点での私たちが対応できる見積経費だということで、ご理解を賜りたいと思えます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございますか。

2番、西山由美子君。

2番（西山由美子君） 2番、西山です。ちょっと言葉は悪いんですけども、今ずっとお話を伺っていて、職員の皆さんって文句言われることにとっても慣れてるんですけど、文句言うことが苦手なのかなって。というのは、文句っていうのは、ちょっと言葉は悪いですが、やはり、先ほどから皆さんおっしゃっているように、この7年でこういう事

態が起きるということは、予測したことではないでしょうが、ちょっと常識的に考えてもおかしいってということで、町長がおっしゃられたように、原因の究明は、これから徹底して行くべきだと思うし、この庁舎が、建った当時のそういう担当の方というのはいらっしゃるのか。そのどういう説明で、その業者とのこれからのメンテナンスも含めて、どういうふうにするかという、その当時の事務的な対応というのはどうだったのか。そこら辺も含めて、原因究明は徹底してやるべきだと思うんです。これは、本当にこのまま全容を町民に示したら、きっと庁舎自体でも物凄い、いろんなご批判がありますから、単純に受け止めて、きっと大きな批判が出てくるんじゃないかと思います。ですからこの辺は、町長がおっしゃるように慎重であり、また、徹底した原因究明、対策について検討していただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 西山議員のいうとおり、原因の究明については、これは、設置者の責任なのか。あるいは管理上のミスなのかのことも含めて検討していかなきゃならないだろうというふうに考えています。しかしまあ、過去にさかのぼってというよりは、やっぱり原因を明らかにして理解をいただくような状況をきちんと説明していかなければならないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございますか。

ないようですので質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第43号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、テープの関係もありますんで11時15分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前 11時 5分

再開 午前 11時15分

請願第1号

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

日程第16、請願第1号を議題といたします。

まずもって紹介議員の説明を求めます。議案書51ページでございます。

上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、請願第1号について、ご説明を申し上げます。

平成20年6月5日。

訓子府町議会議長、橋本憲治様。

道立試験研究機関の独立行政法人化阻止を求める請願書。

紹介議員、上原豊茂。

紹介議員、西山由美子。

請願者、北海道北見市とん田東町617番地、きたみらい農業協同組合代表理事組合長、加藤孝幸。

請願者、北海道常呂郡訓子府町仲町25番地、訓子府町農民連盟委員長、遠藤保。

この道立試験研究機関の独立法人化阻止を求める請願書の内容につきましては、皆さん既に、報道機関等さまざまなルートからご承知のとおりであります。

北海道には22の研究機関がありまして、その独立行政法人化に向けた検討が、北海道庁で行われております。行財政の改革の一環として、進められているわけでありますけれども、この北見農試につきましては、皆さんご承知のとおり、この北見地区農業にとって、まさに、その発展の要という位置付けができるのではないかというふうに感じているところであります。ぜひこの研究機関が現状通り存続することを願う請願書であります。

記以下について朗読をもって説明にかえます。

道立北見農業試験場においては、1970年に北海道農試（当時）が小麦の育種を中止して以来、中心となって育種試験を行っていますが、このような採算ベースの合わない試験研究が独立行政法人化されると、将来にわたる予算確保が困難になることが危惧されるため、引き続き北海道直営で公的使命を持って農業発展に取り組むこと。

以上、貴議会において上記の請願事項が実現されますよう審議を賜り、地方自治法第99条の規定により、意見書を関係機関に提出されますことをお願いいたします。

以上であります。十分ご審議の上、ご採択くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） これより質疑に入ります。

質疑は、紹介議員に対する質疑とします。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本請願は、委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより請願第1号の採決を行います。

本請願を採択することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は採択されました。

請願第2号

議長（橋本憲治君） 日程第17、請願第2号を議題といたします。

まずもって紹介議員の説明を求めます。53ページでございます。

西山由美子君。

2番（西山由美子君） ただいま議長のお許しを得ましたので、請願書を朗読いたします。

後期高齢者医療制度の撤回を求める請願書。

2008年6月5日。

訓子府町議会議長、橋本憲治様。

紹介議員、西山由美子。

請願者、訓子府町若葉町37番地、オホーツク地域公務一般労働組合執行委員長、角武史。

請願の趣旨、4月からスタートした後期高齢者医療制度は、国民の、特に高齢者の不安と不信を呼び起こしています。

各種世論調査では、「評価しない」が約7割で「評価する」の約2割を大きく引き離しています。政府は「説明不足」といいますが、説明すればするほど不安と怒りが広がるばかりです。保険料の年金からの天引きや、75歳以上の健康診断を行政の義務からはずし、さらには必要な検査や医療を受けにくくする「定額制」が導入されました。

また、「後期高齢者退院調整加算」や「後期高齢者終末期相談支援料」も75歳以上だけを対象に導入されました。

命と健康にかかわる医療に、年齢での差別と高齢者への新たな負担増を持ち込み、長年社会に貢献してきた高齢者を苦しめることは「人の道」に反するものです。

日本の医療費はGDP比8%と先進国で最低水準であり、税金の無駄遣いを止めることで医療の財源を確保すべきです。

よって、政府においては、高齢者を差別することなく、安心して医療が受けられるよう強く要望するものです。

以上の趣旨から、下記の事項について意見書を、政府及び関係機関に提出して下さるよう、地方自治法第99条の規定に基づいて請願いたします。

請願事項、1、後期高齢者医療制度はただちに中止、撤回すること。

2、医療に伴う国の予算を増額し、高齢者をはじめ国民が安心して医療が受けられるよう努めること。

以上です。

議長（橋本憲治君） これより質疑に入ります。

質疑は、紹介議員に対する質疑といたします。

ご質疑ございませんか。

9番、川村進君。

9番（川村 進君） 9番、川村です。この紹介者に対して、質疑ということですか。これはあの、紹介議員西山さんは賛成されています。この制度に反対したのは、この議会においては、まあ2名ほどだったんです。その時、この方が紹介者になるというのは、どうも不思議でなりません。といいますのは、賛成者はこれが施行されました。経過2ヵ月経った。その時、この角さんという方からの紹介があったときに、言われなきゃならないのは、まだ2ヵ月ですから、今後どのような動きがあるか、政府ではどのような動きをされるのかをよく検討したのちに、反対をさせていただきたいというようなことであって、ここで、どのような意味であなたが紹介者になったのか。この定額制導入とかいろいろあります。私分らないんですが、一つこの定額制と終末期相談支援料というものについて説明をお願いします。分かりやすくお願いします。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 確かに私は、3月の議会の時は予算でもありましたし、自分の中ではとても迷いはあったんですが、一応予算をとおさなきゃいけないのだろうということで賛成をいたしました。ただし、私自身も、今川村議員がおっしゃったように、この制度に対してまだ深く勉強もしておりませんでしたし、ただ今感じることは、75歳というちょうど団塊の世代と呼ばれる人々を産み育てた。いうなれば私達の親の世代だと思うんです。現代の若者みたいに、この方たちは戦中戦後、青春真っ只中に遭遇して、自分らしく生きるとか、やりたい仕事をするってというのは許されない。ただとにかく生きるために、家族のために、どんな仕事でも、皆必死で生きてきたんでないかと思います。この強行採決までして実施された医療制度の一番問題なのは、その差別的な倫理観だと思うんです。次世代の子どもたちも正しく説明できるのであろうか。私も実施されてから、このような請願を出すというのは、本当に効力がないんじゃないかと思うんですけども、ただ自分の中で、こう沸沸といろいろ沸きあがってた疑問点が、やっぱ実施されたことで全国あちらこちらで、やっぱり75歳以上のそれに該当する人たちが大きな叫び声を上げているのを見て、私の中でも強くいろんな疑問が湧いてきたんですね。それで先日、福祉保健課長に「今この制度が撤回されたらどうなるか」というふう尋ねました。それで、課長は立場上当然のことだと思いますが、「現場は大混乱します。」と「それを戻すのに、また莫大な電算システムがかかります」と、まあそのとおりだと思います。それは、いかに4月の実施までに作業と職員の方々の作業とまた費用がどれだけ莫大なものだったか。その作業も大変だったか。ということがうかがえると思います。そして、いろんなお話をして、「本当に国民のためにより医療保険制度って、どういうものがあるんでしょう。」ってお話しましたら、「今までのような、いろんな保険ではなくて、国民が平等に医療を受けられる1つの保険制度があればいいんじゃないですか」と。私は、「正しくそういう考えの人が、首相になればいいですね」と私も答えたのですが、とにかく、この制度によって、生活が一層苦しくなったり、本当に将来残り少ない余生が、希望の持てないそういう差別的な心境になった方々の声のために、私はこの請願書を引き受けて、重要なメッセージになればいいなと。そういうふうにして、紹介議員になりました。

今の川村議員の質問には、まだちょっと自分が十分お答え出来る立場でないので、今の心境をお伝えします。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） 9番、川村です。そうしましたとき、今説明を聞いたときに、これは請願の趣旨の前に、私が紹介議員となった理由という説明であって、本来、請願をあなたは、僕はですよ、してはいけないんでないかということをお尋ねしているんです。これは。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 今、川村議員。紹介議員になることに対する注文をつけている。実際そういうことに対して、議員が議員に対して、議員の判断をとやかく言うこと自体、極めて問題がある。侮辱でないかというふうに私は思いますけれども、それに対して議長がどういうふうに判断するのか。明確に回答していただきたい。

議長（橋本憲治君） 質疑の途中でございましたけれども、いずれにしろ個人的な意見は差し控えていただきたいと思います。いずれにしろ反対討論の中で自分の主張を申し述べるのはよろしいですけども、いずれにしろ個人的なことでなくて、この請願書に沿ってご意見をいただけるように、節にお願いをするものでございます。

改めまして、ご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本請願は、委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

7番、佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 7番、佐藤です。この請願書に対して、反対をいたします。反対討論をいたします。

この後期高齢者医療制度は、近い将来ますます深刻となる高齢化社会が予測される中で、現在の保険制度、これを維持して安心して老後を迎えるための、新たな仕組みであります。

厳しい財政運営が続く保険事業の中で、避けては通れない事業であります。まさに、国民の最も基本とする社会保障制度の重大な一つの責務であると考えております。少子化が進みつつある、今のうちから少しでも若い世代の力のあるうちに、国民全体で少しでも安心できるよう、高齢者が老後の生活ができるよう、支えていく必要があります。これが、遅れば遅れるほどそのリスクは増してまいります。少なくとも、私たちは、次の世代にこの社会保障の大きな重いツケを残すべきではないと考えております。今いろいろと国でも審議中でありまして、細かいことを論ずることはありませんが、スタートしてまだ2ヶ月。国民の10%にあたる後期高齢者の多様な生活環境に配慮して、できる限り公平な保険料について、今朝の新聞にも、小さな見出しでも出ておりましたけれども、再検討中であります。当議会としては、3月の議会で承認し、総額7,300万円の予算を決定して、その後は事業内容を該当者に十分説明するように担当職員にも申し入れ、現状、各地域で

の説明会も50回。1,200数十人の出席者もあり、その中で、特に問題とされることはなかった。そういうふうに聞いております。このような事業の取り組みを進行している時に、一度議会で協議、決定して、現在始めたばかりのこの時期に、今度は撤回するとうようなまさに町民が困惑し、議会の不振を招きかねない。議員の資質まで疑われるような無責任な請願書を出すような時期ではない。この請願書は、今回の医療制度の基本的な目的に目を向けていない、責任を持たない世論をまとめたただけのものだと私は思います。請願書の後半でありますように、安心して医療が受けられるようになるための、私はその制度であるとそう感じております。

以上、ご清聴ありがとうございました。

議長（橋本憲治君） 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

5番、工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。今反対討論もありましたけれども、賛成の立場から、討論に参加したいと思います。

まず、この制度をどう見るかということが、先に発言したいと思います。やはり、この後期高齢者医療制度そのものをどうみるかということが、まず1点、先に考えなきゃいけないことだと思います。これはあくまでも、高齢者の医療制度、いわゆる保険制度であります。この保険制度が少なくとも75歳以上の高齢者と65歳以上の障がいを持っている方々を一つのくくりとして、そこで保険制度が運営できるのかという、その保険制度本来の在り方、そのものから考えたときに、本来保険制度というのは、健常者の方も元気な方も働ける方も皆が揃って、そういう方たちをどう支えていくのかという基本的な発想がなければ、本来おかしいんじゃないだろうかと思います。これをこの度のこの後期高齢者医療制度そのものが、75歳というあるいは65歳以上の障がいを持っている方、誰の目に見ても、先を考えたときに、大変な弱い立場のある方たちを一つのくくりにして、その中で医療制度の医療の中身も変え、保険料負担も伴わせ、そこで、何が保険制度といえるのかという、そういう基本的なところで非常に矛盾を感じます。あるいは怒りも感じます。そういった意味においては、やはりこれは基本的なところで、制度の撤回以外ないということが第1点であります。

それともう一つ、見直しの論議がありますけれども、確かに、先ほど反対討論の中で、まだ、2ヶ月しか経ってないんじゃないかということがありましたけれども、2ヶ月経って、政府自民党も含めて、様々な今見直しを含めて始まっています。確かに、始まっています。その2ヶ月で、見直しをしなければいけないような欠陥法。そういうことになりはしないかということなんです。これだけ、請願の趣旨にも書かれていますけれども、7割の方々が「本当に評価しないんだ」と言ってるんじゃないですか。そういう中であって、やはりそれを受けて、やはり見直しをしなければいけない。基本的なことは変わっていません。変わってないけども、見直しをしなければいけない。2ヶ月で見直しをしなければいけないやはり欠陥制度だということも、やはり十分とらえなきゃいけないというふうに考えております。

それともう一つ、見直しのことなんでありますけれども、この見直しをされることによって、この制度の煩雑さ複雑さ、これはやっぱり計り知れないものがあると思います。今見直しをされていますけれども、どれだけその見直しが周知されていますか。されようと

しているのか。これだって、後期高齢者医療制度そのものを理解してもらっただけでも大変な労力を要しているのに、この見直しのものも含めて、一体どれだけの人たちが本当に正確に自分たちのこれからに、これからの人生に直接係わってくるこの保険制度に対して、理解できるのかということになれば、すればするほど分かりづらくなるということにほかならないんでないかというに思っております。それで、今回のこの請願のいわゆる2項ある請願事項の中の言ってること、いわゆる医療に伴う国の予算を増額し、高齢者をはじめ国民が安心して医療が受けられるように努めること、まさにこのことであります。これは、先ほどの反対討論された議員の方も言われていましたけれども、確かに、少子化でもあり高齢化社会を迎える。その前提に立ったときには、やはりこの後期高齢者医療制度では、そこはカバーできない。逆に崩壊する。住民の負担、国民の負担も増え、医療制度の中身もこのような中であれば、大変な状態になっていく。であるからにして、これはやはり中止をして、この将来に向けたこの高齢者時代にふさわしい医療制度をやっぱり、今こそ作らなきゃいけないんだという声をやっぱり我々が上げていかないと地方から上げていかないと、制度ができたからというのではなくて、今こそ上げなければ間に合っていないという議論はやっぱり必要になるんでないかというふうに思っております。

以上を申しまして、この請願書に対する賛成討論といたします。

議長（橋本憲治君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

8番、山本朝英君。

8番（山本朝英君） 山本です。この制度については、佐藤議員の方からいろいろ細かく説明もし、理解を得ると言いながらも、私も一部には見直すところは、国もやっていますけども悪いものは見直していくということにも動いていますし、かなり見直しもされてきた。さらにまだ見直しをする。悪いところは、見直していくということでございますし、この意見書が見直しを求めることであれば、私も賛成しますけれども、撤回には賛成できない。そういうことでございます。もう既にスタートをして、大きくは将来の財源のこと、少子化のこと、いろいろ考えての対策だろうと思っておりますし、我々もそれは十分理解できますし見直す。もう一度申し上げます。見直す案であれば賛成しますが、撤回については反対をさせていただきます。

議長（橋本憲治君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

3番、上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） それぞれの議員から反対、賛成、発言がございました。私は、この請願に対して、思想信条を別にして、我々は、町民から選ばれている議員だ。町民に行政のさまざまな方向性を付託されているという観点からして、町民の声を無視することは、まさにその選択してくれた人たちに、背を向けることではないか。背信行為だというふうに感じているところであります。そういう意味から、この請願に対して、賛成の意見を述べたい。

確かに前定例会において、私は、この制度に関する賛成討論をしております。しかし、その中で、この制度に対する問題を明確に発言しているはずであります。そういう意味において、これは前回の定例において、町長とも意見を交わしたところでありますけれども、議論を交わしたところでありますけれども、町民が対象者が十分この制度に係る内容について、理解する説明がない。それをもって、十分周知されたというとらえ方は、間違っ

いるだろうというふうに、私は認識しております。またその中で、行政の担当者が、職員が、問題点を説明することは難しいという町長の発言もありました。ならば私は、政治家である町長が、自らその問題点を明らかに、町民に示すべきだったのではないかというふうにさえ思います。それらの経緯も含めたら、今現実に、この制度の対象者になってる人たちの声を無視することはできるのかと、自分に問いただすところであります。中身のことについて、一つひとつを分析し、それについての注釈をつけるということではなくして、私はこの対象者、この地域の対象者の声をしっかり受け止める。これが議員の使命だろうというふうに思います。そういう意味において、多くの住民がこの制度に対して、この制度の負担に対して、疑問をもち不満をもっている。そこをしっかりと受け止めたいというふうに思います。

また、先ほど川村議員が、西山紹介議員に対して、様々な発言がありましたけれども、一つ言えることは、議会のルールとして、議員の権限として、その時々議会における発言、判断、それに対して、責任を負う必要はないということは明記されているはずで、保障されております。そのこともしっかりと受け止めながら、議員としての活動を進めていきたいというふうに思いますし、先ほど申し上げましたように、町民の声をしっかりと受け止めるという意味から、この請願に対して、私は賛成の意を表したいと思います。

以上であります。

議長（橋本憲治君） 本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 賛成討論なしと認めます。

討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより請願第2号の採決を行います。

本請願を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（橋本憲治君） 挙手多数であります。

よって、請願第2号は採択されました。

ここで、昼食のため休憩をいたします。午後1時から行いますのでご参集をお願いしたいと思います。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

議長（橋本憲治君） それでは定刻になりました。休憩を解き会議を継続いたします。

追加日程の議決

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

ただいま山本朝英君外3名から、意見書案第3号 道立試験研究機関の独立行政法人化

阻止を求める要望意見書、意見書案第4号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める要望意見書、意見書案第5号 北海道開発の直轄整備体制堅持に関する要望意見書の件が、上原豊茂君外4名から、意見書案第6号 「アイヌ民族に関する総合的施策確立のための審議機関設置」に関する要望意見書、意見書案第7号 後期高齢者医療制度の撤回を求める要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第3号、意見書案第4号、意見書案第5号、意見書案第6号、意見書案第7号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

町長。

町長(菊池一春君) 意見書に語句の訂正を求めたいのがありますので、ちょっと休憩をいただけないでしょうか。

議長(橋本憲治君) 暫時、休憩をしたいと思います。

議長(橋本憲治君) 休憩前に戻り会議を再開いたします。

意見書案の文章の中で字句の訂正がありますので、皆さんにお知らせをして、その後、意見書案を発表していただきます。

議会事務局長(小野良次君) ただいま、意見書案第3号 道立試験研究機関の独立行政法人化阻止を求める要望意見書の内容の14行目です。「よって、政府においては」というところで、「政府」となっておりますけれども、「北海道」ということで、ご訂正いただきたいと思います。

それでこのあとですね、原本につきましては、そういうことで訂正したいと思います。よろしくをお願いします。

議長(橋本憲治君) 字句の訂正をお願いをしたいと思います。「政府」を「北海道」ということでお願いしたいと思います。

意見書案第3号

議長(橋本憲治君) それでは、意見書案第3号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

山本朝英君。

8番(山本朝英君) ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書案第3号についてご説明をいたします。

意見書案第3号

道立試験研究機関の独立行政法人化阻止を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成20年6月26日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

議員 山本朝英
議員 川村進
議員 佐藤静基
議員 小林一甫

次のページをお開きください。

この意見書案の内容につきましては、先ほど説明いたしました請願第1号と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年6月26日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

北海道知事様

以上でございます。ご審議の上、ご採択くださいますようお願いいたします。

議長(橋本憲治君) これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑とします。

1人3回まで質疑が行えます。

ご質疑ございませんか。

9番、川村進君。

9番(川村進君) 9番、川村です。これについては、僕は、要望意見書を提出するのは大賛成で、しなきゃいけないんですが、行政側としては庁舎前に横断幕を垂れ下げ、これを阻止する何かの用意、それから、普通はこれ反対するときには横断幕を庁舎前にたて、職員が鉢巻、議員も鉢巻、たすきというような形の反対運動が必要ではなからうかと思えます。それで、町長いかがでしょう。やっていただく用意はありませんか。

議長(橋本憲治君) 川村議員、提出者に対する意見ですんで、行政側には求められませんので。

8番(山本朝英君) 川村議員の質問に対してでございますけれども、今のところ、そういう準備をしておりませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長(橋本憲治君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第4号

議長（橋本憲治君） 次に、意見書案第4号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

山本朝英君。

8番（山本朝英君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書案第4号についてご説明いたします。

意見書案第4号

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の
健全化を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成20年6月26日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

議員 山本朝英

議員 川村進

議員 佐藤静基

議員 小林一甫

この要望意見書案の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。
次のページをお開きください。

（以下、意見書朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年6月26日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

総務大臣様

財務大臣様

農林水産大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご採択くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑とします。

1人3回まで質疑が行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第5号

議長(橋本憲治君) 次に、意見書案第5号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

山本朝英君。

8番(山本朝英君) ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書案第5号についてご説明いたします。

意見書案第5号

北海道開発の直轄整備体制堅持に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成20年6月26日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

議員 山本朝英

議員 川村進

議員 佐藤静基

議員 小林一甫

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年6月26日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

総務大臣様

財務大臣様

農林水産大臣様

国土交通大臣様

地方分権改革推進委員会委員長様

以上でございます。ご審議の上、ご採択くださいますようよろしくお願いいたします。

議長(橋本憲治君) これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑とします。

1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより意見書案第5号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第6号

議長(橋本憲治君) 次に、意見書案第6号を議題といたします。
提出者からの提案理由の説明を求めます。

上原豊茂君。

3番(上原豊茂君) 議長のお許しをいただきましたので、意見書案第6号についてご説明申し上げます。

意見書案第6号

「アイヌ民族に関する総合的施策確立のための審議機関設置」 に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成20年6月26日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

議員 上原豊茂
議員 河端芳恵
議員 西山由美子
議員 工藤弘喜
議員 橋本憲治

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明とさせていただきます。
次のページをお開きください。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年6月26日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

内閣総理大臣様

内閣官房長官様

以上でございます。ご審議の上、ご採択くださいますようお願いいたします。

議長(橋本憲治君) これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑でございます。

ます。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第6号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第7号

議長(橋本憲治君) 次に、意見書案第7号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

上原豊茂君。

3番(上原豊茂君) 議長のお許しをいただきましたので、意見書案第7号についてご説明申し上げます。

意見書案第7号

後期高齢者医療制度の撤回を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成20年6月26日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

議員 上原豊茂

議員 河端芳恵

議員 西山由美子

議員 工藤弘喜

議員 橋本憲治

この要望意見書の内容につきましては、先ほどご説明いたしました請願第2号と同じでございますので、説明については省略をさせていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年6月26日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご採択くださいますようよろしくお願いいたします。

議長(橋本憲治君) これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑でございます。

ます。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第7号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

報告第5号

議長(橋本憲治君) 日程第18、報告第5号を議題といたします。議案書54ページでございます。

提出者からの報告を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長(佐藤正好君) 報告第5号について、説明をいたします。議案書の54ページをお開きいただきたいと思います。

報告第5号 繰越明許費繰越計算書の提出について。

平成19年度 訓子府町一般会計予算の繰越明許費について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものでございます。

次のページの繰越計算書により、その内容を説明いたしますので、ご覧をいただきたいと思います。

まず、繰り越した事業につきましては、本年3月の第1回定例町議会において、平成19年度 訓子府町一般会計補正予算の繰越明許費として、ご決定をいただいた、6款、1項、4目、畜産業費に計上しておりました「公社営畜産担い手育成総合整備事業」の1件でございます。3月の定例会で、ご決定いただいた事業費を、同額、翌年度に繰り越したものでございます。

なお、繰り越しの財源につきましては、財産収入が1,342万8,000円、道支出金が6万5,000円で、合わせて1,349万3,000円の特定財源を繰り越しており、一般財源としての繰り越しは、7万5,000円となっております。

以上をもちまして、報告第5号 繰越明許費繰越計算書の提出についての説明を終了させていただきます。

議長(橋本憲治君) ただいまの報告に対して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) これをもって質疑を終了いたします。

以上で、本報告を終わります。

報告 6 号

議長（橋本憲治君） 日程第 19、報告 6 号 出納検査結果報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。56 ページでございます。

議会事務局長（小野良次君） 議案書の 56 ページをお開きいただきたいと思います。

報告第 6 号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成 20 年 6 月 24 日提出、訓子府町議会議長、橋本憲治。

出納検査結果報告書

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項による例月出納検査を、平成 20 年 4 月 10 日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異常ないものと認める。

訓子府町議会 橋本憲治様

平成 20 年 4 月 10 日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

次のページの 57 ページ、58 ページにつきましては、説明を省略させていただきまして、59 ページをお開きいただきたいと思います。

出納検査結果報告

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項による例月出納検査を、平成 20 年 5 月 12 日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異常ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成 20 年 5 月 12 日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

次のページの 60 ページから 63 ページにつきましては、平成 19 年度、旧年度分と、平成 20 年度、今年度分の表ですけども、これについても、先ほどと同様に説明を省略させていただきます。

次に 64 ページをお開きいただきたいと思います。

出納検査結果報告

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項による例月出納検査を、平成 20 年 6 月 10 日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異常ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成20年6月10日
訓子府町監査委員 山田 稔
訓子府町監査委員 佐藤 静基

次のページの65から67ページにつきましては、先ほど同様に説明を省略させていただきます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 報告は以上のとおりでございます。

この報告に対して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

以上で、本報告を終わります。

議員の派遣について

議長（橋本憲治君） 先ほど配付しております。追加議案 議員の派遣についてであります。

お諮りいたします。

議員の派遣については、別紙のとおり議員を派遣することにしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

閉会の宣言

議長（橋本憲治君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成20年第2回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

本日は大変ご苦勞様でございました。

閉会 午後 2時39分